

岡田事務所通信

平成 27 年 5 月号 (第 117 号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

65 歳以上も雇用保険加入へ 政府検討

政府は、民間企業などで働く 65 歳以上の人も雇用保険に加入し、失業手当を受給できるよう制度を見直す方向で検討に入りました。労働者と勤務先の双方の同意を条件とする方針です。現行 65 歳以上の人は原則雇用保険に新規加入することができません。少子高齢化が進む国内で労働力を確保するため、政府はより多くの高齢者に働いてほしいと考えています。65 歳以上も対象とすることで雇用の安全網を拡充し「生涯現役社会」に向けた環境整備を図ります。何歳まで加入を認めるかなど詳細は今後詰める予定です。労使の代表が参加する労働政策審議会などで議論し、早ければ来年の通常国会に関連法案の提出を目指します。

育休終了 1 年以内に不利益でマタハラ直ちに違法 厚労省

妊娠や出産を理由に退職を迫られたりするマタニティーハラスメントをめぐり、厚生労働省は、育児休業の終了などから原則 1 年以内に女性が不利益な取り扱いを受けた場合には、直ちに違法と判断することを決めました。企業が業務上必要だったと主張した場合には、説明責任を課します。これまでは女性が不当に降格や配置転換をされても、企業から「本人の能力不足」などと反論されるケースがありました。

新たな通知では、妊娠、出産、育休を一つの流れととらえ、妊娠期間中に加え、育休や短時間勤務が終わってから 1 年以内に不利益な取り扱いを受ければ違法とみなします。退職などを迫った企業が「業務上の必要性」といった特段の事情があると主張した場合には、債務超過や赤字累積など経営に関するデータの提出を求めます。

ブラック企業の求人締め出し関連法案 今国会成立へ

参議院厚生労働委員会は、悪質なブラック企業の新卒採用募集をハローワークが拒否できる「青少年雇用促進法案」を全会一致で可決しました。参院本会議で可決後、衆院の審議を経て今国会中に成立する見通しです。

現行の法令では、ハローワークへ企業側から求人申し込みがあった場合、原則としてハローワークは求人を断ることができませんが、現在審議されている青少年雇用促進法が成立した場合、2016 年 3 月からハローワークが新卒求人について、違法行為が確認されたブラック企業について、求人の申し込みを拒否できるとしています。

青少年雇用促進法では、残業代不払いなどの違法行為を年間 2 回以上繰り返したり、セクハラで社名を公表されたりなどしたブラック企業については、ハローワークへの新卒求人申し込みを受け付けません。不受理の期間は違法行為が是正されるまでの間だけでなく、その後半年間も含める方針です。

また、就職活動中の学生らから要請があった場合、離職率や残業実態などの職場情報を提供するよう企業に義務付けるとしています。

「追い出し部屋」で退職追い込み、証券会社に賠償命令

大手証券会社・大和証券の 40 代の男性社員が、大阪にあるグループ会社に転籍の上、退職を迫る「追い出し部屋」で勤務させられたとして、両社に 200 万円の慰謝料などを求めた訴訟の判決が、大阪地裁でありました。大阪地裁の裁判官は「組織的、長期にわたる嫌がらせで悪質。退職に追い込むための嫌がらせ」と指摘、一人きりの別室勤務や、新規顧客開拓業務への専従について、大阪のグループ会社が「大和証券から了解を得ていたと認め、両社に 150 万円を支払うよう命じました。」



- 畑（美瑛町） -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【契約社員】

契約社員とは一般的に会社と期間の定めのある雇用契約を結んだ労働者のことをいいます。法律上は契約社員の定義はなく、給与形態や待遇等は会社によってそれぞれ決定します。契約期間が満了する際に契約を終了するのか、更新するのかを決めることとなりますが、更新をしない場合、契約期間や更新回数によっては事前の予告が必要になる場合があります。又、雇い入れの際には更新の有無、更新の条件等を通知する必要があります。契約社員という雇用形態については更新の際にトラブルが多いのも特徴ですのでご注意ください。

事務所より

4月下旬の十勝は春を飛び越え、一気に夏が来たかのような気候となりました。4月に真夏日を記録したのは北海道では17年ぶりとのことで、桜も一気に開花を迎えたようです。それでもこの時期の暑さはカラッとした暑さで過ごしやすいのも特徴ですね。これから始まる行楽シーズンを楽しみたいものです。

日本生産性本部が発表した「2015年度新入社員春の意識調査」結果によりますと、「管理職になりたい」男性新入社員は76.3%、女性新入社員53.5%となったそうです。管理職になりたい理由で最も多かったのは男女共通して「様々な業務に挑戦したい」だったそうです。価値観の多様化から以前ほどは管理職になることに執着する新入社員も多くないのかもしれませんが、それでも上昇志向やチャレンジ精神を持った社員がこれだけの割合いることとなります。今後会社で働いていく中でその意識も少しずつ変わっていくこともあるかもしれませんが、こういった上を目指す気持ちは常に持ってほしいものですね。そして経営者側としてもそういった社員の意欲を汲み取り、出来る限り反映させていけるような組織づくりを目指したいものですね。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・各種助成金・給付金等の申請
- ・人事・労務管理に関する相談・指導
- ・給与計算
- ・年金の相談・請求
- ・その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・建設業許可申請手続
- ・建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・指名競争入札資格審査申請手続
- ・産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・法人設立関係書類作成手続
- ・その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

今年度の厚生労働省関係の助成金につきまして、新設される助成金や支給要件・内容等が変更されるものがあります。助成金は返済不要の給付ですが、手続が複雑なものも多く、提出期限も厳格に決められております。事前に計画書の提出や準備が必要な助成金もあります。該当しそうな事案等ありましたら弊社までお気軽にご相談ください。

